

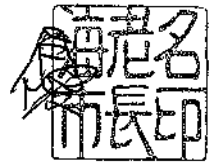


海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月30 日

海老名市長

内 野



海老名市条例第27号

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者は」の次に「、法第2条第1項各号に掲げるもののうち」を加え、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

第3条第3号中「第2条第1項」を「前条第1項」に改める。

第2条 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行する。



海老名市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務部及び会計課の定期監査を海老名市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和8年9月30日

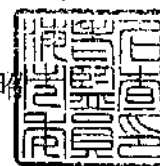
海老名市監査委員

雨宮 徳明



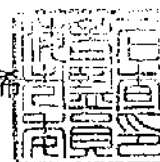
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

宇田川 希



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【財務部】

(1) 企画財政課

総合計画に関すること。政策の総合調整並びに企画及び立案に関すること。土地利用に関する県との事前調整に関すること。広域行政及び行政区域に関すること。庁議（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。行政評価に関すること。行政改革に関すること。行政組織及び事務分掌に関すること。基地渉外に関すること。指定管理者制度に関すること。財政計画に関すること。予算の調製及び執行管理に関すること。決算に関すること。市債及び一時借入金に関すること。基金、有価証券等の管理の総括に関すること。債権管理の総合調整に関すること。会計課との連絡に関すること。

(2) デジタル推進課

行政手続オンライン化の調整に関すること。デジタル技術を用いた業務改善の調整に関すること。地域社会のデジタル化に関すること。社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。

(3) 財産・車両課

本庁内案内業務に関すること。本庁舎の管理に関すること。物品の受払及び保管に関すること。備品の管理に関すること。庁用車の管理に関すること。公共施設（建物に限る。）の調整に関すること。財産に関すること。今里給油所の管理に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。

(4) 営繕課

公共施設マネジメントに関すること。公共施設（建物に限る。）の維持保全（修繕）に係る企画、立案及び施工に関すること。公共施設（建物に限る。）の設計及び工事に関すること。

(5) 契約検査課

工事、委託、物品等の契約に関すること。競争入札参加資格認定に関すること。入札執行に関すること。工事の検査に関すること。

(6) 市民税課

税制に関すること。法人市民税、軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関すること。自動車臨時運行許可に関すること。市県民税、軽自動車税関係の証明に関すること。固定資産評価審査委員会に関すること。個人市県民税の賦課に関すること。

(7) 資産税課

固定資産（土地）の評価に関すること。固定資産税（土地）及び都市計画税（土地）の賦課に関すること。特別土地保有税に関すること。固定資産税関係の証明に関すること。固定資産（家屋）の評価に関すること。固定資産税（家屋）及び都市計画税（家屋）の賦課に関すること。国有資産等所在市町村交付金に関すること。固定資産税（償却資産）の賦課に関すること。

(8) 納税課

市税、個人の県民税及び国民健康保険税の徴収に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の収納管理、督促等に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の納付督促及び納税相談に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の滞納処分及び欠損処分に関すること。

【会計課】

支出負担行為の確認に関すること。支出命令の審査に関すること。現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。現金及び財産の記録管理に関すること。決算の調製に関すること。基金に属する現金の運用の調整に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和8年9月25日及び28日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、概ね適正に執行されていると認められた。